

令和8年10月より国民年金の育児免除制度が始まります

お知らせ

国民年金第1号被保険者(自営業者・農業者・アルバイト・無職)も育児で保険料が免除される制度が始まります!
将来、支払われる年金額も、減額されません。

●対象者

国民年金第1号被保険者で、1歳未満のお子さま(実子・養子)を育てている方(父母・養父母)

※法律上の親子関係がない限り、この育児免除制度の対象にはなりません。

●対象期間

お子さま(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月まで(所得制限なし)
※すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。また、納付している期間の保険料は還付します。

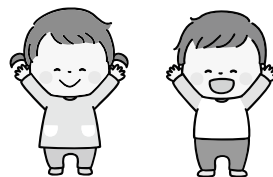
■令和8年10月時点で1歳未満のお子さまのいる方

お子さまが1歳になる誕生日の前月までの期間が育児免除に該当します。

(例)

出産日が令和8年1月1日の場合…10月から12月までの3か月間が該当

出産日が令和8年7月15日の場合…10月から6月までの9か月間が該当



■免除を受ける場合は必ず申請が必要です!

マイナポータルでも申請できます



マイナポータル

申請・お問い合わせ先

高知西年金事務所	☎088-875-1717
町民課	☎22-3117
大正町民生活課	☎27-0112
十和町民生活課	☎28-5112

年金生活者支援給付金

お知らせ

「年金生活者支援給付金」は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準以下の年金受給者の、生活支援として年金に上乗せして支給される制度です。

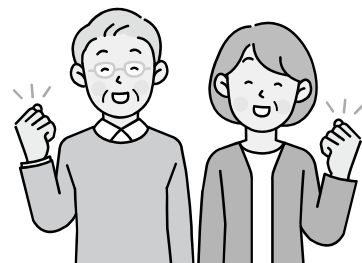
【対象となる方】

●老齢基礎年金を受給している方(以下の要件を全て満たす必要があります)

- ☒ 65歳以上である
- ☒ 世帯全員の町民税が非課税となっている
- ☒ 前年の公的年金などの収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が926,500円以下である

●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ☒ 前年の所得が4,918,000円※以下である
(※扶養親族などの数に応じて増額)



【請求手続き】

支給対象となる方には9月初旬頃から順次、「年金生活者支援給付金請求書」をお送りしますので、記入して提出してください。

※年金生活者支援給付金を受け取るには、提出が必要です

※お手続きいただいた翌月分から支給の対象となります

お問い合わせ先

給付金専用ダイヤル	☎0570-05-4092
高知西年金事務所	☎088-875-1717
町民課	☎22-3117
大正町民生活課	☎27-0112
十和町民生活課	☎28-5112